

# 担保差入に関する念書

株式会社 イオン銀行宛

西暦 年 月 日

住所	
債務者 氏名	実印
住所	
担保提供者 氏名	実印
住所	
担保提供者 氏名	実印

私（債務者）および担保提供者は、西暦 年 月 日付金銭消費貸借契約にもとづきイオン銀行住宅ローン（土地先行住宅ローン含む）を借入するにあたり、抵当権設定関係契約証書によって貴行のために担保となるべき土地に順位第 番の抵当権を設定いたします。  
当該土地に建物を建築し、西暦 年 月 日頃竣工（取得）予定です。  
同建物が竣工（取得）した場合はもちろん、担保権の設定手続きができる状態となった時は、貴行からの借入に対する追加担保として、当該建物に対して遅延なく順位第 番の抵当権を設定いたします。なお、貴行の承諾なしに第三者への譲渡もしくは担保提供を行わないことはもちろん、貴行の利益を害するような行為は一切いたしません。また、この念書差入れによっても貴行の判断により、その後の融資が実行されない可能性があることを確認します。建築する建物に関して次の事項を承諾します。

- 土地先行住宅ローンを利用する場合は、土地資金融資日から1年以内に建物の建築計画および資金計画を確定の上、建築業者と工事請負契約書を締結し、速やかに当行の住宅ローン申込手続ならびに審査承認を得ること。
- 土地先行住宅ローンを利用する場合は、建物資金の融資実行まで土地資金は店頭表示利率での借入となること。
- 建築する建物は、建築基準法の定めに従い建築すること。
- 建築検査済証を取得した場合は、速やかに銀行所定の手続に従い提出すること。
- 住宅ローン申込後に資金計画・建築計画などの変更が生じた場合は、その計画を実行する前に当行へ申し出を行います。また住宅ローン申込の計画通りに手続がなされない場合は、当行が求める変更契約を行うことを承諾し、当初の承認内容通りに借入ができなくなる場合があることに異議を申し述べません。
- 土地購入後に建物建築に係るローンの計画変更（建築価格の増額等）もしくは私の転職その他の事由による収入状況の変化により、当初の融資条件に合致しない場合は、別途自己資金が必要になる場合や融資が受けられない等の事態が生じても異議を申し述べません。
- 審査結果通知書の審査有効期限までに建物建築に係るローンが実行できない場合は速やかに住宅ローンの申込ならびに団体信用生命保険の申込を再度行い、当行の審査承認を得ることを承諾します。なお、再申込の結果、ローン審査不承認もしくは団体信用生命保険の不承諾となり、当行の融資が受けられない事態が生じても異議を申し述べません。

銀行使用欄

本部	
検印	担当

店舗:		
検印	目録照合	担当